

令和6年度広島県ペアレントメンター養成研修実施要領

1 目的

「広島県ペアレントメンター事業」は、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている保護者等に対し、発達障害のある子の親として共感的に傾聴し不安な気持ちに寄り添って心のサポートを行う「ペアレントメンター(※)」事業に係る県、市町等の体制整備を推進し、発達障害児・者への家族支援体制の充実・強化を図るものとする。(別紙「令和6年度広島県ペアレントメンター事業実施要領」参照)

この研修は、発達障害のある子どもの保護者が養育経験を活かし、発達障害(又は可能性)のある子どもを育てている保護者に対して、子育ての不安や悩みに寄り添うことや情報提供等を行うペアレントメンターを養成することを目的とする。

※ ペアレントメンターとは

発達障害児・者の子育て経験がある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言等を行う者。(厚生労働省資料抜粋)

2 対象者

ペアレントメンター養成研修の対象者は、次の(1)～(3)を全て満たす者とする。

なお、過去にペアレントメンター養成研修を受講したペアレントメンターがフォローアップのため受講することができることとする。

- (1) 発達障害(診断を受けている)児・者の保護者。
- (2) 発達障害児・者の親を構成員とする団体(以下「親の会」という。)又は市町(市町の委託機関を含む。)及び県(県の委託機関を含む。)から推薦があった者。
- (3) 親の会又は市町・県の事業や取組において活動経験がある者。

3 概要

日 程	令和6年10月29日(火)、30日(水) 10:00～15:00
会 場	広島県福山庁舎 第3庁舎 381会議室(福山市三吉町1丁目1-1)
募 集 定 員	20名
受 講 費 用	受講料は無料とする。 研修を受講するための交通費は受講者の負担とする。
講 師	・NPO法人それいゆ 副理事長 江口 寧子 氏 ・近畿大学九州短期大学 通信教育部保育科 講師 坂口 美由紀 氏 ・社会福祉法人三原市社会福祉協議会 障害者生活支援センター ドリームキャッチャー 相談支援専門員 桑原 志乃 氏 ・県内インストラクター、広島県発達障害者地域支援マネージャー 他

4 スケジュール(※予定)

【1日目】

10:00～	開会挨拶・事務連絡
10:05～	講 義:ペアレントメンターとは / 傾聴とは
11:45～	昼 休 憩
12:45～	アイスブレイク
13:05～	演 習:傾聴(ロールプレイ)
14:45～	質疑応答・まとめ・終了

【2日目】

10:00～	事務連絡
10:05～	演習：傾聴（ロールプレイ）
11:45～	昼休憩
12:45～	演習：傾聴（ロールプレイ）
14:35～	まとめ・ペアレントメンター事業について
14:45～	質疑応答・事務連絡

5 受講申込

受講を希望する場合は、推薦を受ける親の会や市町、県を通じて、別紙「受講申込書」を、**10月15日（火）まで**に、広島県障害者支援課宛てにメールで提出すること。

なお、受講希望者が定員を超過した場合は、受講者の選定を行う。

6 受講者の決定

受講者決定後、**10月17日（木）まで**を目途に、県から推薦団体へ通知する。

7 認定登録

- (1) ペアレントメンター養成研修の修了者に対しては、研修受講終了時にペアレントメンターとして活動する意思を確認する。
- (2) 前項で活動する意思を表明した者は、活動地域、ペアレントメンター登録者情報の提供の了解、個人情報保護の規定等を確認のうえ、ペアレントメンター登録者情報に登録する。

8 その他

- (1) 個人情報については、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）の規定に基づき、適切に取り扱うものとします。
- (2) 受講にあたって障害への配慮を要する受講希望者は、別紙2により申し出てください。
- (3) 受講者は、受講決定後別紙3「受講に係る照会票」を、**10月23日（水）まで**に広島県障害者支援課宛てに提出すること。なお、「受講に係る照会票」には、20歳以上のお子さまの場合、お子さま御本人が同意の旨を記載することが必要です。（同意が得られない場合は、理由を記載してください。例 乳幼児のため等）

9 申込先・問合せ先

広島県健康福祉局障害者支援課 地域生活・発達障害グループ 担当者：高原

（電話）082-513-3157 （FAX）082-223-3611

（E-mail）fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp